証券コード　5922
平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿一丁目１番14号
那須電機鉄工株式会社
代表取締役
社　　長　那　須　幹　生

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．**日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．**場　　所**　東京都新宿区大久保二丁目８番３号
東京都電設工業厚生年金基金会館　２階大会議室

３．**目的事項**

報告事項　１.第93期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２.第93期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第８号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

４．インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nasudenki.co.jp）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

(1) 事業報告の「会社の体制および方針」のうち「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

(2) 連結計算書類の「連結注記表」

(3) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nasudenki.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和政策などにより、企業収益や雇用情勢に改善がみられ、緩やかな回復基調が続いているものの、新興国経済をはじめとする海外景気の下振れなど、国内景気の下押しリスクを抱えた状況で推移しました。

当社グループの関連業界におきましては、電力関連では、原子力発電所の稼働停止に伴う費用負担が増すなかで、引き続き設備投資の抑制や修繕の先送りなど、コスト削減の一層の積み増しや経営合理化の徹底により、厳しい状況が続いております。

また、通信関連や道路施設関連においても、需要は端境期を迎えており、資材価格の高騰や受注競争の激化もあり、先行き不透明な状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは懸命な営業活動に努め、コストダウンの徹底による採算性の向上などに注力し、業績の回復に努めるとともに、不採算であった建築鉄骨事業から撤退しました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は192億35百万円（前連結会計年度比12.1％減）、売上高は215億６百万円（同4.1％減）となりました。

損益につきましては、コスト削減効果や採算性の改善の結果、営業利益は７億27百万円（前連結会計年度は営業利益54百万円）、経常利益は６億25百万円（前連結会計年度は経常損失40百万円）となり、当期純利益８億79百万円（前連結会計年度は当期純損失６億99百万円）となりました。

事業セグメント別の状況は、次のとおりであります。

【電力・通信関連事業】

鉄塔関係においては、大型送電用鉄塔の受注はあったものの、引き続き鉄塔需要は低迷しており、金物関係では、設備投資抑制に伴う配電用金物の需要が低迷しており、通信金物においても設備投資縮小、延期の影響により、売上高、利益ともに減少となりました。

その結果、売上高は102億81百万円（前連結会計年度比6.9％減）、セグメント利益は10億88百万円（同2.3％減）となりました。

【建築・道路関連事業】

道路施設関係においては、し烈な価格競争のなか、トンネル換気設備工事やトンネル天井板改良工事等を積極的に受注するとともに、メガソーラー架台にも取り組みました。一方、建築鉄骨関係では、事業撤退に伴う受注残工事の円滑な生産消化に努めました。

その結果、売上高は84億79百万円（前連結会計年度比5.1％減）、セグメント利益は１億23百万円（前連結会計年度はセグメント損失５億65百万円）となりました。

【碍子・樹脂関連事業】

碍子関係においては、新規参入品を積極的に展開するなか、碍管、電力・通信向け碍子、風力発電用碍子、輸出用碍子の需要が増加し、樹脂関係では、電力向け地中線管類や樹脂カバーが通期にわたり一定業量確保されたことから、売上高、利益ともに増加しました。

その結果、売上高は27億44百万円（前連結会計年度比12.6％増）、セグメント利益は76百万円（同71.8％増）となりました。

①企業集団の事業セグメント別受注高・売上高・繰越高　（単位:百万円）

区　　分	前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高		当連結会計年度売上高		次連結会計年度繰越高
		金　　額	構成比	金　　額	構成比	
電力・通信関連事業	1,708	10,461	54.4％	10,281	47.8％	1,888
建築・道路関連事業	3,394	6,065	31.5％	8,479	39.4％	980
碍子・樹脂関連事業	286	2,708	14.1％	2,744	12.8％	249
計	5,389	19,235	100.0％	21,506	100.0％	3,118

②当社の部門別受注高・売上高・繰越高　　(単位:百万円)

区分	前期繰越高	当期受注高		当期売上高		次期繰越高
		金額	構成比	金額	構成比	
鉄塔部門	961	2,173	13.8%	1,980	12.4%	1,155
架線金物部門	712	7,516	47.6%	7,668	48.0%	561
碍子部門	87	909	5.8%	936	5.9%	60
その他製品部門	1,250	5,180	32.8%	5,375	33.7%	1,054
計	3,012	15,780	100.0%	15,961	100.0%	2,831

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は４億99百万円であり、主に生産設備の効率化・更新のためのものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、社債償還および長期借入金の返済資金等に充当するため、当社にて平成27年２月27日付第38回無担保社債(５年５千万円)、那須電機商事㈱にて平成26年９月30日付第３回無担保社債(３年５千万円)を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社の最大顧客である電力各社では、原子力発電所の長期停止に伴う原燃料費の負担増や再稼働に向けた対策費などにより、更なる経営合理化が推進されるものと想定されます。更に電力小売りの全面自由化、ならびに発送電分離などが予定されており、電力業界においては先行き不透明な状況になるものと予想しております。

当社グループとしては、これらの情勢を踏まえ、ターゲットプライスの設定による競争に打ち勝つコストの実現、新たな主力商品の開発、経営資源の有効活用による新規事業領域への進出、およびＩＴ深化による経営効率の向上、ならびに生産体制の最適化を経営の重点方針に掲げ、業績の回復に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも相変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	第90期 平成23年度	第91期 平成24年度	第92期 平成25年度	第93期 平成26年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	21,602	21,281	22,422	21,506
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	314	231	△40	625
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	△125	73	△699	879
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△10.66	6.33	△59.91	75.33
総資産 (百万円)	32,935	32,151	33,250	31,051
純資産 (百万円)	13,416	13,538	12,683	14,128

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第90期 平成23年度	第91期 平成24年度	第92期 平成25年度	第93期 平成26年度 (当　期)
売上高 (百万円)	16,505	15,021	16,063	15,961
経常利益 (百万円)	602	252	422	569
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	176	△593	△543	554
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	14.93	△50.85	△46.57	47.53
総資産 (百万円)	28,493	27,143	29,114	28,615
純資産 (百万円)	13,674	13,098	12,530	13,545

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
那須ストラクチャー工業株式会社	80	99.97	鉄骨、鉄構、架線金物の製作・販売・工事請負
那須電材産業株式会社	30	95.00	関東地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負
那須電機商事株式会社	10	68.50	関西地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負

(注) 1．出資比率は、子会社が保有する株式を含めて算出しております。
2．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社３社を含め11社であります。
3．那須ストラクチャー工業株式会社は、平成27年４月１日に清算結了しております。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主な事業内容
電力・通信関連事業	鉄塔・鉄構、鉄柱、架線金物、地中線材料等の製作・販売
建築・道路関連事業	鉄骨、鉄構、道路施設機材の製作・販売ならびに溶融亜鉛めっき賃加工および建設工事の請負
碍子・樹脂関連事業	碍子、電気用樹脂製品(碍子用樹脂カバー等)等の製作・販売

(8) 主な事業所

① 当社の主要な営業所および工場

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	砂町工場	東京都江東区
関西営業部	大阪府大阪市	八千代工場	千葉県八千代市
中部支店	愛知県名古屋市	大阪工場	大阪府大阪市
九州支店	福岡県福岡市	会津工場	福島県大沼郡
沖縄支店	沖縄県宜野湾市		

② 主要な子会社の事業所

会　　社　　名	本 社 所 在 地	工 場 所 在 地
那須ストラクチャー工業株式会社	千葉県八千代市	千葉県八千代市
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	東京都江東区	大阪府大阪市
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	大阪府大阪市	―

（注）　当社の連結子会社は、上記の主要な子会社３社を含め11社であります。

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
479名	45名減

（注）　使用人数は就業人員であり、臨時従業員54名（期中平均雇用人員）を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
353名	10名減	43.6歳	19.1年

（注）　使用人数は就業人員であり、出向者３名および臨時従業員40名（期中平均雇用人員）を含みません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,721
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,067
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	620
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	412

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　48,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　11,668,531株　（自己株式 331,469株を除く。）

(3) **株　主　数**　1,605名

(4) **大　株　主**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社那須商事	630	5.40
明治安田生命保険相互会社	500	4.29
株式会社三井住友銀行	500	4.29
みずほ信託銀行株式会社	408	3.50
山洋電気株式会社	316	2.71
三井物産メタルワン建材株式会社	307	2.63
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	300	2.57
那須俊好	290	2.49
ＪＦＥスチール株式会社	251	2.15
株式会社千葉興行銀行	165	1.41

（注）　持株比率は自己株式（331,469 株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	那須　幹生	北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	平岡　和博	生産部門担当兼資材担当 那須エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
専務取締役	本庄　隆	管理部門担当 那須化成株式会社 代表取締役社長
常務取締役	西岡　雅之	営業部門担当兼営業管理室長
取締役	髙橋　昌裕	総務部担当兼経営企画室長
取締役	鈴木　智晴	電力・通信営業部長兼海外部長兼沖縄支店長
取締役	杉村　嘉穂	経理部長
取締役	工藤　剛生	技術開発部長
常勤監査役	児平　幸三	
監査役	黒滝　一雄	公認会計士黒滝一雄事務所所長
監査役	木村　英知	

（注）１．監査役黒滝一雄、木村英知の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．監査役黒滝一雄氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
３．監査役児平幸三氏は、当社内の経理部門での業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役黒滝一雄氏は公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．平成26年６月27日開催の第92回定時株主総会において、監査役藤本静男氏が辞任し、その補欠として黒滝一雄氏が就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　分	員　数	報酬等の総額
	名	千円
取　締　役	8	155,870
監　査　役	4	29,290
合　　計 (うち社外役員)	12 (3)	185,160 (6,550)

注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．上記報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
① 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額60,000千円（取締役８名に対し50,900千円、監査役３名に対し9,100千円、うち社外役員２名に対し1,600千円）
② 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額13,230千円（取締役８名に対し11,730千円、監査役４名に対し1,500千円、うち社外役員３名に対し300千円）
3．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第84回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第84回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定に係る方針の概要

① 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、役位や職責に対応した固定給としての基本報酬と単年度の業績に連動した賞与からなっており、取締役会にて決定することとしております。

② 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、個々の監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏　名	重要な兼職先と当社との関係
黒滝　一雄	該当事項はありません。
木村　英知	該当事項はありません。

② 社外監査役の主な活動状況

氏　　名	主な活動状況
黒滝　一雄	監査役に就任した後開催された取締役会10回のうち10回に、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っています。
木村　英知	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会12回のうち12回に出席し、必要に応じ議案審議に必要な発言を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役の全員との間で、会社法第423条１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、当社が求める知見および独立性を有した社外取締役を導入すべく鋭意人選をすすめてまいりましたが、適任者を見つけるに至らず、当社が求める知見および独立性を有さない方を社外取締役とすることは相当でないとの考えから当事業年度末日を迎えました。

当社としては、経営陣からの独立性を有しつつも当社の事業特性への理解を有する現在の社外監査役に、社外取締役として機能していただくことが最良と考え、その方法を検討してまいりました結果、今般「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することとし、監査等委員である取締役（社外取締役）として、現在の社外監査役である黒滝一雄、木村英知の両氏を選任することを平成27年６月26日開催の第93回定時株主総会にお諮りする運びとなりました。

何卒事情ご賢察のうえご承認賜りますようお願い申しあげます。

４．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	28百万円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否については、監査役会が会計監査人の職務の遂行状況等を毎期、考慮・検討します。その結果、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の目的とすることを取締役会へ請求し、取締役会にて決議した場合は、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）本事業報告中で記載の金額は表示単位未満は切捨て、比率その他の数値は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,867,681**	**流動負債**	**7,233,976**
現金及び預金	3,757,022	支払手形及び買掛金	2,702,526
受取手形及び売掛金	4,856,321	電子記録債務	1,506,748
電子記録債権	260,164	短期借入金	1,120,000
製品	1,089,890	１年内に返済予定の長期借入金	596,304
仕掛品	1,900,145	１年内に償還予定の社債	246,000
原材料及び貯蔵品	591,723	未払費用	120,996
繰延税金資産	136,856	未払法人税等	25,095
その他	279,502	未払消費税等	236,610
貸倒引当金	△3,945	前受金	53,840
固定資産	**18,184,065**	賞与引当金	267,732
有形固定資産	**11,737,608**	役員賞与引当金	77,700
建物	1,271,964	その他	280,422
構築物	179,898	**固定負債**	**9,689,367**
機械及び装置	951,547	社債	1,416,000
車輌運搬具及び工具器具備品	135,514	長期借入金	3,638,728
土地	9,187,471	再評価に係る繰延税金負債	1,923,751
建設仮勘定	11,212	役員退職慰労引当金	209,055
無形固定資産	**226,859**	退職給付に係る負債	2,154,986
借地権	66,231	その他	346,845
ソフトウエア	159,891	**負債合計**	**16,923,344**
その他	736	**純資産の部**	
投資その他の資産	**6,219,596**	**株主資本**	**9,439,669**
投資有価証券	1,758,335	資本金	600,000
繰延税金資産	371,857	資本剰余金	30,708
投資不動産	3,543,742	利益剰余金	8,885,746
その他	570,572	自己株式	△76,786
貸倒引当金	△24,911	**その他の包括利益累計額**	**4,518,689**
		その他有価証券評価差額金	568,408
		土地再評価差額金	4,032,135
		退職給付に係る調整累計額	△81,855
		少数株主持分	**170,043**
		純資産合計	**14,128,402**
資産合計	**31,051,747**	**負債及び純資産合計**	**31,051,747**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		21,506,362
売上原価		18,453,496
売上総利益		3,052,866
販売費及び一般管理費		2,325,825
営業利益		727,041
営業外収益		
受取利息	872	
受取配当金	37,988	
受取賃貸料	276,294	
固定資産売却益	949	
その他	54,941	371,046
営業外費用		
支払利息	79,195	
社債利息	12,086	
賃貸費用	206,709	
借入手数料	15,778	
支払保証料	14,366	
社債発行費	2,384	
固定資産除却損	24,685	
持分法による投資損失	17,000	
その他	100,369	472,576
経常利益		625,511
特別利益		
投資有価証券売却益	7,050	
関係会社整理損失引当金戻入額	5,153	12,204
税金等調整前当期純利益		637,715
法人税、住民税及び事業税	72,850	
法人税等調整額	△310,812	△237,961
少数株主損益調整前当期純利益		875,677
少数株主損失（△）		△3,358
当期純利益		879,035

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	600,000	30,708	7,866,446	△75,895	8,421,260
会計方針の変更による累積的影響額			217,116		217,116
会計方針の変更を反映した当期首残高	600,000	30,708	8,083,562	△75,895	8,638,376
当期変動額					
子会社の新規連結による剰余金増加額			39,856		39,856
剰余金の配当			△116,708		△116,708
当期純利益			879,035		879,035
自己株式の取得				△891	△891
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	802,183	△891	801,292
当期末残高	600,000	30,708	8,885,746	△76,786	9,439,669

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	386,606	3,835,591	△128,330	4,093,867	168,074	12,683,202
会計方針の変更による累積的影響額						217,116
会計方針の変更を反映した当期首残高	386,606	3,835,591	△128,330	4,093,867	168,074	12,900,318
当期変動額						
子会社の新規連結による剰余金増加額						39,856
剰余金の配当						△116,708
当期純利益						879,035
自己株式の取得						△891
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	181,802	196,544	46,475	424,822	1,969	426,791
当期変動額合計	181,802	196,544	46,475	424,822	1,969	1,228,083
当期末残高	568,408	4,032,135	△81,855	4,518,689	170,043	14,128,402

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,085,131**	**流動負債**	**5,941,296**
現金及び預金	2,256,011	支払手形	691,379
受取手形	715,478	買掛金	1,173,682
売掛金	3,393,789	電子記録債務	1,541,724
電子記録債権	84,100	短期借入金	900,000
製品	1,037,028	１年内に返済予定の長期借入金	535,504
仕掛品	1,828,688	１年内に償還予定の社債	230,000
原材料及び貯蔵品	304,157	リース債務	21,507
前払費用	80,733	未払金	136,798
繰延税金資産	120,502	未払費用	99,150
関係会社短期貸付金	28,992	未払法人税等	2,531
未収入金	223,553	未払消費税等	185,971
その他	14,047	前受金	49,693
貸倒引当金	△1,949	預り金	20,744
固定資産	**18,530,266**	賞与引当金	213,669
有形固定資産	**11,437,602**	役員賞与引当金	60,000
建物	1,263,210	設備関係支払手形	33,285
構築物	178,828	設備関係電子記録債務	34,722
機械及び装置	856,222	その他	10,931
車輌運搬具	3,688	**固定負債**	**9,128,402**
工具、器具及び備品	115,968	社債	1,390,000
土地	9,008,471	長期借入金	3,507,748
建設仮勘定	11,212	リース債務	43,916
無形固定資産	**223,003**	再評価に係る繰延税金負債	1,923,751
借地権	66,231	退職給付引当金	1,884,013
ソフトウエア	156,583	役員退職慰労引当金	135,132
その他	188	資産除去債務	167,140
投資その他の資産	**6,869,660**	その他	76,700
投資有価証券	1,537,673	**負債合計**	**15,069,699**
関係会社株式	370,093	**純資産の部**	
出資金	4,932	**株主資本**	**9,011,473**
関係会社長期貸付金	45,928	資本金	600,000
従業員に対する長期貸付金	8,181	資本剰余金	9,445
長期前払費用	68,861	資本準備金	9,392
繰延税金資産	295,654	その他資本剰余金	52
投資不動産	4,116,904	利益剰余金	8,478,814
役員に対する保険積立金	131,395	利益準備金	150,000
敷金	46,222	その他利益剰余金	8,328,814
その他	264,264	圧縮積立金	885,282
貸倒引当金	△20,449	別途積立金	6,500,000
		繰越利益剰余金	943,531
		自己株式	△76,786
		評価・換算差額等	**4,534,225**
		その他有価証券評価差額金	502,089
		土地再評価差額金	4,032,135
		純資産合計	**13,545,699**
資産合計	**28,615,398**	**負債及び純資産合計**	**28,615,398**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		15,961,279
売上原価		13,722,343
売上総利益		2,238,936
販売費及び一般管理費		1,594,266
営業利益		644,669
営業外収益		
受取利息	11,240	
受取配当金	48,389	
受取賃貸料	390,416	
その他	19,855	469,902
営業外費用		
支払利息	73,661	
社債利息	12,033	
賃貸費用	341,288	
借入手数料	10,469	
支払保証料	14,366	
社債発行費	1,879	
固定資産除却損	24,280	
その他	66,683	544,662
経常利益		569,909
特別利益		
関係会社株式売却益	7,364	
投資有価証券売却益	1,686	9,050
特別損失		
関係会社整理損	43,839	
関係会社株式評価損	16,999	60,839
税引前当期純利益		518,119
法人税、住民税及び事業税	4,700	
法人税等調整額	△41,169	△36,469
当期純利益		554,589

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	850,141	7,300,000	△476,324
会計方針の変更による累積的影響額								217,116
会計方針の変更を反映した当期首残高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	850,141	7,300,000	△259,208
当期変動額								
圧縮積立金の取崩						35,141		△35,141
別途積立金の取崩							△800,000	800,000
剰余金の配当								△116,708
当期純利益								554,589
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	35,141	△800,000	1,202,740
当期末残高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	885,282	6,500,000	943,531

残高及び変動事由	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	7,823,817	△75,895	8,357,367	337,327	3,835,591	4,172,918	12,530,285
会計方針の変更による累積的影響額	217,116		217,116				217,116
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,040,933	△75,895	8,574,483	337,327	3,835,591	4,172,918	12,747,402
当期変動額							
圧縮積立金の取崩	―		―				―
別途積立金の取崩	―		―				―
剰余金の配当	△116,708		△116,708				△116,708
当期純利益	554,589		554,589				554,589
自己株式の取得		△891	△891				△891
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				164,762	196,544	361,306	361,306
当期変動額合計	437,881	△891	436,990	164,762	196,544	361,306	798,297
当期末残高	8,478,814	△76,786	9,011,473	502,089	4,032,135	4,534,225	13,545,699

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

那須電機鉄工株式会社
取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山田嗣也　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　橋元秀行　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、那須電機鉄工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

那須電機鉄工株式会社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　山　田　嗣　也　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　橋　元　秀　行　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月26日

那須電機鉄工株式会社　監査役会

常勤監査役　児　平　幸　三　㊞

社外監査役　黒　滝　一　雄　㊞

社外監査役　木　村　英　知　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益配分につきまして、安定した配当の維持を基本とし、業績、内部留保の充実および財務状況を総合的に勘案して決定していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、安定配当方針のもと、前期と同様とさせていただき、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金　10円　　総額　116,685,310　円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となったことから、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するべく、定款の一部を変更するものです。

（２）改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことにともない、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものです。なお、当該定款の変更にかかる議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。

（３）字句の修正および上記の変更にともなう条数の変更等要所を変更するものです。

（４）本定款は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第18条（条文省略）	第１条～第18条（現行どおり）
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
（員　数） 第19条　　当会社の取締役は、18名以内とする。	（員　数） 第19条　　（現行どおり）
（新　設）	２．前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は４名以内とする。
（選　任） 第20条　　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（選　任） 第20条　　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（任　期） 第21条　　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第21条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条～第24条（条文省略）	第22条～第24条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法等） 第26条　　（条文省略）	（取締役会の決議方法等） 第26条　　（現行どおり）
２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の議事録） 第27条　　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ２．（条文省略）	（取締役会の議事録） 第27条　　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ２．　（現行どおり）
第28条（条文省略）	第28条（現行どおり）
（報酬等） 第29条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任免除） 第30条　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
（監査役および監査役会の設置） 第31条　　当会社は、監査役および監査役会を置く。	（削　除）
（員　数） 第32条　　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（選任方法） 第33条　　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任　期） 第34条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第35条　　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第36条　　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法等） 第37条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の議事録） 第38条　　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	（削　除）
（監査役会規程） 第39条　　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（報酬等） 第40条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（社外監査役の責任免除） 第41条　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（削　除）
（新　設）	（監査等委員会の設置） 第31条　　当会社は、監査等委員会を置く。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	（監査等委員会規程） 第33条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第42条～第44条　（条文省略）	第34条～第36条　（現行どおり）
（報酬等） 第45条　　会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第37条　　会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て定める。
第46条～第50条　（条文省略）	第38条～第42条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（８名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
1	那須幹生（なすみきお） （昭和24年１月29日生）	昭和46年４月　古河電気工業株式会社入社 昭和54年４月　当社入社 昭和62年６月　当社取締役大阪工場副工場長 平成12年６月　当社常務取締役大阪工場長 平成14年６月　当社専務取締役 平成15年４月　当社取締役副社長営業本部長 平成19年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長	(1)　97,000株 (2) 後記欄外 （注１）ご参照
2	平岡和博（ひらおかかずひろ） （昭和25年９月10日生）	昭和44年４月　当社入社 平成14年４月　当社技術開発本部部長兼構造技術部長 平成15年６月　当社取締役技術開発本部長兼構造技術部長 平成16年６月　当社取締役技術開発担当 平成18年10月　当社取締役技術開発担当兼知的財産管理室長 平成19年６月　当社常務取締役技術開発部門担当兼知的財産管理室長 平成20年４月　当社常務取締役技術開発部門担当兼知的財産管理室長兼研究開発部長 平成22年４月　当社専務取締役技術開発部門担当兼生産部門担当 平成23年４月　当社専務取締役生産部門担当兼資材担当 平成25年１月　当社専務取締役生産部門担当兼資材担当兼会津工場長 平成25年４月　当社専務取締役生産部門担当兼資材担当兼大阪工場長兼会津工場長） 平成25年６月　当社取締役副社長生産部門担当兼資材担当兼大阪工場長兼会津工場長 平成26年４月　当社取締役副社長生産部門担当兼資材担当（現任） （重要な兼職の状況） 那須エンジニアリング株式会社 代表取締役社長	(1)　32,000株 (2) 後記欄外 （注２）ご参照

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
3	本庄（ほんじょう） 隆（たかし） （昭和24年10月31日生）	昭和49年４月　日立造船株式会社入社 昭和62年２月　当社入社 平成13年６月　当社大阪工場長 平成15年６月　当社執行役員経営企画室長 平成18年６月　当社取締役経営企画室長兼生産管理室長 平成19年４月　当社取締役生産管理担当兼経営企画室長 平成21年４月　当社常務取締役管理部門担当兼経営企画室長 平成22年４月　当社常務取締役管理部門担当 平成22年６月　当社常務取締役管理部門担当兼技術開発部門担当 平成25年４月　当社常務取締役管理部門担当 平成25年６月　当社専務取締役管理部門担当（現任） （重要な兼職の状況） 那須化成株式会社　代表取締役社長	(1)　26,000株 (2) 後記欄外（注３）ご参照
4	西岡（にしおか） 雅之（まさゆき） （昭和33年１月10日生）	昭和55年４月　当社入社 平成14年４月　当社公共営業部長 平成15年６月　当社執行役員公共営業部長 平成19年６月　当社取締役公共営業部長 平成24年４月　当社常務取締役営業部門担当 平成26年４月　当社常務取締役営業部門担当兼営業管理室長（現任）	(1)　38,000株 (2) なし
5	髙橋（たかはし） 昌裕（まさひろ） （昭和31年７月25日生）	昭和55年４月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員総務部長 平成18年６月　当社取締役総務部長 平成22年４月　当社取締役総務部担当兼経営企画室長（現任）	(1)　27,000株 (2) なし
6	鈴木（すずき） 智晴（ともはる） （昭和37年１月３日生）	昭和59年４月　当社入社 平成15年６月　当社執行役員電力・通信営業部長 平成19年６月　当社取締役電力・通信営業部長 平成23年６月　当社取締役電力・通信営業部長兼海外部長 平成25年４月　当社取締役電力・通信営業部長兼海外部長兼沖縄支店長　（現任）	(1) 147,000株 (2) なし

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
7	杉村 嘉穂（すぎむら よしお） （昭和29年12月６日生）	昭和52年４月　当社入社 平成16年６月　当社経理部長 平成18年６月　当社執行役員経理部長 平成19年６月　当社取締役経理部長（現任）	(1)　19,000株 (2) なし
8	工藤 剛生（くどう たけお） （昭和29年12月16日生）	昭和54年４月　当社入社 平成16年６月　当社技術開発部長 平成19年６月　当社執行役員技術開発部長 平成22年６月　当社取締役技術開発部長（現任）	(1)　21,000株 (2) なし

（注）１．当社は、北海道那須電機株式会社および東北那須電機株式会社との間に取扱商品の取引関係があります。
２．当社は、那須エンジニアリング株式会社との間に取扱商品の取引関係があり、また、同社に建物の賃貸をしております。
３．当社は、那須化成株式会社との間に取扱商品の取引関係があり、また、同社に建物の賃貸をしております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
1	児平幸三（こだいら こうぞう） （昭和23年５月29日生）	昭和46年４月　当社入社 平成15年４月　当社経理部長 平成15年６月　当社執行役員経理部長 平成16年６月　当社常勤監査役（現任）	(1) 30,000株 (2) なし
2	黒滝一雄（くろたき かずお） （昭和47年１月８日生）	平成10年４月　中央監査法人入所 平成14年４月　公認会計士登録 平成15年９月　株式会社中央綜合ビジネスコンサルティング入社 平成19年９月　公認会計士黒滝一雄事務所開設（現任） 平成19年11月　税理士登録 平成26年６月　当社社外監査役（現任）	(1) 0株 (2) なし
3	木村英知（きむら ひでとも） （昭和24年１月28日生）	昭和46年４月　三菱自動車工業株式会社入社 平成15年６月　当社社外監査役（現任） 平成19年12月　三菱ふそうトラック・バス株式会社退社 平成20年５月　日本ロックセキュリティ協同組合専務理事 平成22年８月　日本ロックセキュリティ協同組合退社	(1) 0株 (2) なし

（注）１．黒滝一雄および木村英知の両氏は、社外取締役の候補者であります。
２．黒滝一雄氏は社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計、税務全般に精通していることから、専門的な見識を活かしていただけるものと判断したためであります。
３．木村英知氏は社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、豊富な経験と幅広い知見を有しているためであります。
４．当社は、東京証券取引所に対し、社外取締役候補者黒滝一雄氏を独立役員として届け出ております。
５．黒滝一雄および木村英知両氏が社外取締役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の効力は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略歴および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
小竹（こたけ）　良夫（よしお） （昭和23年11月24日生）	昭和47年４月　東洋時計株式会社入社 昭和52年４月　同社取締役 昭和61年１月　同社代表取締役社長（現任）	(1)　0株 (2) なし

（注）１．小竹良夫氏は補欠の社外取締役候補者であります。
２．小竹良夫氏は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、社外取締役に就任された場合にはその経歴から適切な提言をいただけるものと判断いたします。
３．当社は、社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を当社定款に定めております。小竹良夫氏の選任が承認された場合、社外取締役就任時に同氏と当社との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定です。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年６月29日開催の第84回定時株主総会において「年額２億５千万円以内」と決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、現行と同額の「年額２億５千万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名ですが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、「年額５千万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査役は３名ですが、第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。

第８号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成24年6月28日開催の第90回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）を継続導入しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。

当社では、現対応方針継続の決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりましたが、平成27年４月22日に開催されました当社取締役会において、会社法施行規則第118条第３号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現対応方針の一部語句の修正を行った対応方針を、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に継続（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）することを決定しました。

つきましては本対応方針の継続につき株主の皆さまのご承認をお願いするものであります。

【承認の対象となる本対応方針の内容】

１．本対応方針継続の目的

本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現対応方針を継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大規模な買付行為や買付提案のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大規模な買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象

会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現対応方針の内容を一部語句の修正をし、本対応方針として継続することといたしました。

２．本対応方針の対象となる当社株式の買付

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

（ⅰ） 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、

（ⅱ） 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

（ⅰ） 特定株主グループが、注1の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算する

ものとします。）または、

（ⅱ） 特定株主グループが、注1の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

３．特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現対応方針と同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙１をご参照ください。）に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。本対応方針継続後に選任する特別委員会委員は、社外取締役の木村　英知氏、社外有識者としての本村　健氏、戸澤　晃広氏の3名が就任する予定です。（特別委員候補者につきましては、別紙２をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精

通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

４．大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会等による一定の評価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

（１）大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

（ａ）大規模買付者の名称、住所
（ｂ）設立準拠法
（ｃ）代表者の氏名
（ｄ）国内連絡先
（ｅ）提案する大規模買付行為の概要
（ｆ）本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表します。

（２）大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記４（１）（ａ）から（ｆ）までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を記載した書面を交付します。そして大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

（ａ） 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴、または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

（ｂ） 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

（ｃ） 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

（ｄ）大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

（ｅ）大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

（ｆ）大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提供していただいた情報を精査した結果、当該情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえで、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な本必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、特別委員会に対して本必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わない場合であっても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（３）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、特別委員会に提出するとともに当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

（３）当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価･検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

５．大規模買付行為が実施された場合の対応

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の（ⅰ）から（ⅷ）のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

（ⅰ）真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

（ⅱ）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経

営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合

（iii）当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合

（iv）当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合

（v）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うこと）など、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合

（vi）大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

（vii）大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

（viii）大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買

付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

（3）取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）または（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙３に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本対応方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

（4）大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記４．（1）「大規模買付者による意向表明

書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

（5）対抗措置発動の停止等について

上記（3）に記載のとおり、当社取締役会または株主総会において、具体的対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当て等の中止、または新株予約権の無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等にしたがい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6．本対応方針の適用開始、有効期限、継続および廃止

本対応方針は、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、その有効期限は平成30年に開催予定の当社第96回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本対応方針は、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から本対応方針を随時見直し、株主総会の決議により必要に応じて本対応方針を変更することがあります。

このように、本対応方針について継続、廃止または変更等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容について、速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本対応方針を修正または変更する場合があります。

【補足説明】

本対応方針の内容は、上記に記載のとおりですが、７．株主の皆さまに与える影響等、ならびに８．対応方針の合理性についてはそれぞれ以下のとおりです。

７．株主の皆さまに与える影響等

（１）大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を目的としています。これにより、株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記５．「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（２）対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような

大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当てを実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本対応方針を修正または変更する場合があります。

８．本対応方針の合理性について　（本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記１．の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

（１）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本対応方針は、上記１.「本対応方針継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

（3）株主意思を反映するものであること

本対応方針は、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

（4）デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以　上

（別紙１）

特別委員会規程の概要

・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。

・ 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

・ 特別委員会の委員の任期は、本対応方針の有効期限までとする。ただし、社外取締役である委員の任期は、その社外役員としての任期が本対応方針の有効期限より以前に到来する場合は、社外役員の任期と同じとする。

・ 特別委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
①大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および定款が認める対抗措置の発動または不発動
②対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
③大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止等
④前三号に準じる重要な事項
⑤その他、取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。
①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
②大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
③必要情報の提供完了の決定
④大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
⑤大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否かの決定
⑥本対応方針の修正または変更の承認
⑦その他取締役会が特別委員会が行うことができるものと定めた事項

・　特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。

・　特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員の過半数をもってこれを行う。

以　上

（別紙２）

特別委員会の委員略歴

本対応方針継続後の特別委員会の委員は、以下の３名を予定しております。

木村　英知（きむら　ひでとも）当社社外監査役

略歴　　昭和 24年　1月生
　　昭和 46年　4月　三菱自動車工業株式会社入社
　　平成 15年　6月　当社　社外監査役（現任）

※ 木村 英知氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。
※ 木村 英知氏は、社外取締役の候補者であります。

本村　　健（もとむら　たけし）弁護士

略歴　　昭和 45年　8月生
　　平成　9年　4月　弁護士登録・岩田合同法律事務所 入所（現任）
　　平成 15年 10月　ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所
　　平成 19年　6月　学校法人大妻学院、大妻女子大学・監事（現任）
　　平成 19年　9月　慶応義塾大学法科大学院（ロースクール）・
　　非常勤講師
　　平成 27年　4月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官（現任）

※ 本村 健氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

戸澤　晃広（とざわ　あきひろ）弁護士

略歴　　昭和 55年　3月生
　　平成 17年　10月　弁護士登録・長島・大野・常松法律事務所　入所
　　平成 23年　9月　クイン・エマニュアル・アークハート・サリバン
　　法律事務所
　　平成 25年　1月　TMI総合法律事務所（現任）

※ 戸澤 晃広氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

以　上

（別紙３）

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当て方法

新株予約権無償割当て(会社法第277条)の規定により、当社取締役会が新株予約権発行決議において定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）1 株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で、取締役会で定める額とする。

5. 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

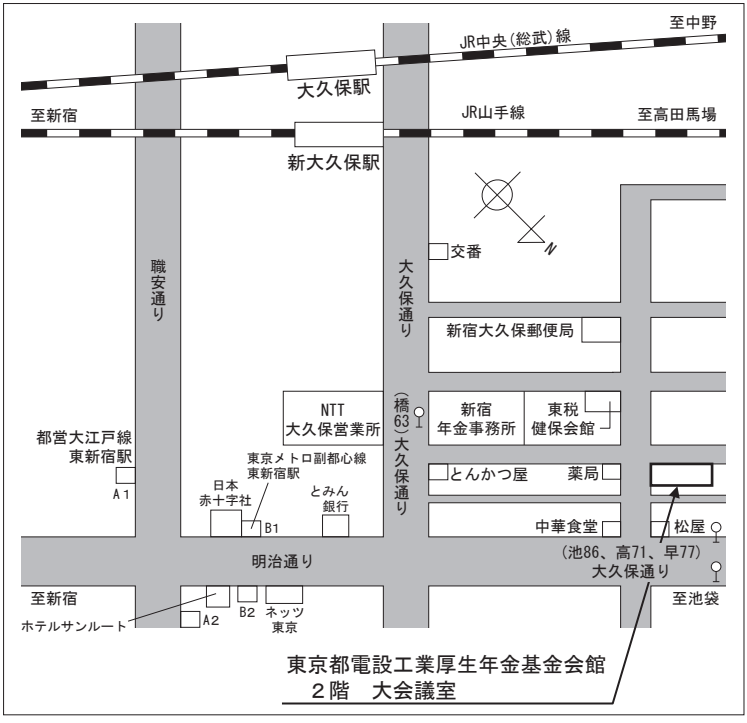
大規模買付者を含む特定株主グループに属するものなどに行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、取締役会で別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項には、新株予約権（上記６.の行使条件のために新株予約権の行使が認められない新株予約権を除く）を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を上限として、取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以　上

株主総会会場ご案内図



会　　場　　東京都新宿区大久保二丁目８番３号
東京都電設工業厚生年金基金会館　２階大会議室
電話（０３）５２７３－０１２１（代表）

もよりの駅　　JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
JR中央（総武）線「大久保駅」下車、徒歩15分
都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩７分
東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩５分